

選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価業務
対象国・地域又は類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等： 特になし
- (2) 本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (3) 必要予防接種： 特になし

6. 業務の背景

タンザニア連合共和国（以下、タンザニア）は近年堅実な経済成長を続けており、2016～2019年の平均成長率は6.9%、2019年には一人あたり国民総所得(GNI)を1,080ドルまで高め、2020年7月には「低所得国」から「低中所得国」への移行を果たした。タンザニア国政府は、長期の国家開発戦略に基づき、持続的な経済社会開発を主要な課題として政策立案、事業実施に取り組んでおり、目標達成のための必要予算の確保には歳入基盤の強化が必要であるが、2016～2019年の税収対GDP比は11%～12%で推移しており、決して十分とはいえない水準である。

このような状況下、タンザニア国政府が2021年6月に発表した第3次国家開発五カ年計画（2021年～2025年）では、2019/20年度から2025/26年度の6年間で税収対GDP比を13.1%から14.4%まで、国内歳入割合を71.8%から79.3%まで引き上げることを想定しており、徴税能力の強化が重要政策となっている。タンザニア国歳入庁は、戦略方針「第5次コーポレートプラン（CP5）」（2017～

2021年度)におけるビジョンを「自発的税務コンプライアンスの向上を通して国内歳入を増大させること」と掲げ、徴税能力強化のため、付加価値税・所得税等の税制改革や電子徴税システムの活用拡大等を実施してきたが、依然として制度面及び能力面の強化を通じた効率的・効果的で透明性の高い税務行政の実施が課題となっている。IMFの4条協議においてもリスクベースの調査を活用した効率的な徴税・管理手段を堅持することが急務である旨の指摘がなされている。

JICAはこれまでに、「税務研修能力強化プロジェクト」(2012年～2015年)及び「税務行政能力強化プロジェクト」(2017年～2021年)を通じて、税務研修センターの研修事業や歳入庁の人事制度の改善による税務行政の能力強化に取り組んできた。「歳入庁人事近代化プロジェクト」は、職員研修への遠隔教育の導入及び研修内容の改善を行うことにより、歳入庁の能力強化を図り、もって適正な徴税の促進に資することを目的に要請されたが、本案件の採択は2019年度であり、現地ニーズにも変化があることが想定される。従って、本調査を通じて税務行政の効率化と歳入基盤の拡大に向けた最適なアプローチを確認する必要がある。

本調査は、先行する技術協力プロジェクト「税務研修能力強化プロジェクト」、「税務行政能力強化プロジェクト」の成果や、現在実施中の「ビッグデータ・AIを活用した税務行政支援にかかる情報収集・確認調査」により収集した情報を踏まえながら、文献調査やタンザニア政府及び関係機関への聞き取り等を通じ協力計画を策定するとともに、本事業の事前評価を行うために必要な情報を収集し、分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2022年1月中旬～2022年1月下旬)
- ① 要請書・関連報告書、タンザニア政府の政策文書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関(世界銀行、フィンランド、ノルウェー、ドイツ国際協力公社等)のこれまでの協力状況・成果・

課題も確認する。

- ② 既存の文献、報告書等（先行案件に係る各種報告書等、現在実施中の情報収集・確認調査等）をレビューする。
- ③ 上記を踏まえ、評価分析に係る調査計画・方針案を検討する。
- ④ タンザニア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ⑤ 評価6基準（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）の観点を踏まえ、PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operation）案（いずれも和文、英文）、及び事業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分の内容を検討する。
- ⑥ 対処方針（案）、リスク管理チェックリスト（案）（いずれも和文）の作成に協力する。
- ⑦ 調査団の事前打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。
- ⑧ 本調査の協議議事録（M/M (Minutes of Meetings)）案（英文）、討議議事録（R/D (Record of Discussion)）案（英文）の作成に協力する。

（2）現地派遣期間（2022年1月下旬～2022年2月中旬）

- ① JICAタンザニア事務所等との打合せに参加する。
- ② タンザニア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答の回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、フィンランド、ノルウェー、ドイツ国際協力公社等）の支援動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、プロジェクトの協力期間、実施体制等）を検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及びM/M（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAタンザニア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2022年2月中旬～2022年2月下旬)

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックリスト(案)に必要な情報を取りまとめる。
- ③ 評価6項目(妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年2月25日(金)までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ①事業事前評価表(案)
- ②詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- ③その他面談議事録、収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇒ドーハ/ドバイ⇒タンザニア⇒ドーハ/ドバイ⇒日本を標準とします。見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上して下さい

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年1月下旬から2月中旬の間で14日間程度を予定しており、具体的な日程は追って決定します。なお、2021年11月現在、本邦出発前96時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書を提示すれば、タンザニア入国時の隔離措置はありません。今後の措置でタンザニア入国時の隔離が必要となった場合は、隔離期間中に国内準備期間に設定されている業務の一部を実施とする可能性があります。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

なお、新型コロナウイルスの感染状況その他の状況を踏まえ、現地渡航が不可となった場合は、オンラインでの協議等の代替案を検討し、遠隔での調査実施に変更する可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 税務行政 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAタンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ行財政・金融チーム (TEL:03-5226-6587) にて配付します。配

付をご希望される方は、担当部署アドレス (gpggg@jica.go.jp) にメールをお送りください。メール受領後、JICA 指定のファイル共有サイト (GIGAPOD) を介して、資料を配布致します。

・ 要請書

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト、ODA見える化サイトで公開されています。

・ 「税務研修能力強化プロジェクト」事業完了報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025993.html>

・ 「税務研修能力強化プロジェクト」終了時評価報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025091.html>

・ 「税務行政能力強化プロジェクト」事前評価表 (見える化サイト内にリンクあり)

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1600256/index.html>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」(2021年4月1日版) 及び「情報セキュリティ管理細則 (2021年3月31日版)」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル: 「配付依頼: 情報セキュリティ関連資料」

・ 本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及

び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上